

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六十二項第八号事務の欄２中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

別表第九十項第二号事務の欄１中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

別表第九十二項事務の欄４中「第七十七条第二項」を「第一百五十五条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第九十項第二号事務の欄の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる同法第四十四条の規定の施行の日から施行する。